

掛川市告示第15号

掛川市精神障害者医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第40号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月22日

掛川市長 松井三郎

第1条中「保護者」を「家族等」に改める。

第2条第2号中「第22条の3」を「第20条」に、「第2項」を「第3項」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家族等 法第33条第2項に規定する家族等をいう。

第7条第1項中「保護者」を「家族等」に改める。

別記様式中

「

入院区分	法第22条の3（任意入院）・法第33条第1項（医療保護入院）
------	--------------------------------

」を

「

入院区分	任意入院（法第20条） ・ 医療保護入院（法第33条）
------	-----------------------------

」に改

める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。